

インターネット利用解禁の範囲

項目	自民党の現時点での案(※)	みんなの党提出法案 (2012年12月提出)
解禁の範囲(運動主体)	第三者を含め全ての者	
解禁の範囲(運動手段)	ウェブサイト等+電子メール	
対象となる選挙	国会議員・地方議員のすべての選挙	
電子メールを送信できる相手	①選挙運動用電子メールの求め・同意をしている者 ②政治活動用電子メールの求め・同意をしている者 ③書面により電子メールアドレスを通知した者	電子メールアドレスの通知をした者
	送信拒否通知があった場合は送信不可	
選挙運動のための有料インターネット広告	政党等のみ (※)政党等の政治活動用の有料バナー広告から政党等へのHPにリンクを張ること可能	政党と候補者のみ (※)候補者は選挙運動費用の上限額の範囲内
屋内の演説会場内における映写の解禁	○	—
選挙期日後のあいさつ行為	○	

(※)2013年1月31日に、自民党選挙制度調査会・インターネットを使った選挙運動に関するPT合同会議で会長・座長に一任された案(自民党HPのニュース欄に示されたもの)をもとに作成。

参考：公職選挙法改正案対比表（その2）

誹謗中傷・なりすまし対策

項 目	自民党の現時点での案(※)	みんなの党提出法案 (2012年12月提出)
選挙運動を行う者の表示義務(ウェブサイト等を利用する場合)	全ての者に対し	
	電子メールアドレス、その他ツイッターのユーザー名等も可	電子メールアドレス又はウェブサイト等による方法で連絡するために必要な情報
選挙運動を行う者の表示義務(電子メールを利用する場合)	罰則なし	
	全ての者に対し	
	①氏名・名称 及び	
	②送信拒否通知できる旨	—
③上記②の通知の際に必要な電子メールアドレスその他の通知先	②送信拒否する通知の際に必要な電子メールアドレス又はこれに類する情報	
罰則あり(1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金)		
落選運動を行う者の表示義務(ウェブサイト等を利用する方法)	電子メールアドレス、その他ツイッターのユーザー名等も可。	(落選運動に特化しての規定なし)
	罰則なし	
落選運動を行う者の表示義務(電子メールを利用する方法)	①氏名・名称 及び	(落選運動に特化しての規定なし)
	②電子メールアドレス	
	罰則あり(1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金)	

(※)2013年1月31日に、自民党選挙制度調査会・インターネットを使った選挙運動に関するPT合同会議で会長・座長に一任された案(自民党HPのニュース欄に示されたもの)をもとに作成。

誹謗中傷・なりすまし対策

項目	自民党の現時点での案(※)	みんなの党提出法案 (2012年12月提出)
氏名等の虚偽表示により 選挙運動を行った場合の 罰則	罰則あり(2年以下の禁錮又は30万以下の罰金)	
プロバイダが名誉侵害情 報を迅速に削除することを 促す措置 (「プロバイダ責任制限法」 の特例)	プロバイダが名誉侵害の申出を受けた情報を削除した場合に発信者への損害賠償 の免責に関する特例 ①免責要件の緩和(発信者に対する削除照会に係る申出期限の短縮化) 現行:7 日 ⇒2日 ②免責対象事由の追加(電子メールアドレスが表示されていない情報の削除を追 加)	
適切・適正な利用の努力 義務	インターネット等の適正な利用の努力 義務	—

(※)2013年1月31日に、自民党選挙制度調査会・インターネットを使った選挙運動に関するPT合同会議で会長・座長に一任された案(自民党HPのニュース欄に示されたもの)をもとに作成。